

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当)に
たるときは、そ
の翌日)

目次

◇ 告 示

青少年に有害な図書類の指定
保険医療機関等の指定

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

国民健康保険法等として登録があつたものとみなされるもの

漁船損害等補償法による漁船の普通損害保険付保義務の同意

収入証紙の小売りさばき人の指定

政治団体の設立の届出
政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の解散の届出
政治団体の収支に関する報告書の要旨

◇ 教 委 告 示

鳥取県指定保護文化財の指定
鳥取県指定無形民俗文化財の指定

◇ 公 告

砂利採取業務主任者試験の実施
昭和六十年六月鳥取県告示第六百六十七号中訂正

告 示

鳥取県告示第六百九十二号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十年六月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定 番号	種 別	題 名	書 号	発 行 番 号	製 本 行 名
1978	雑誌その他 の刊行物	漫面ラブレター	7月号	雑誌 1865 5-7	徳富書店
1979	〃	漫面聖少女誌	7月号	雑誌 0865 3-7	ミロン出版会
1980	〃	漫面カラムン	7月号	雑誌 1086 31-7	株式会社葺社

鳥取県告示第六百九十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険

医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二條の規定により告示する。

昭和六十年六月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
尾崎内科医院	鳥取市立川町二丁目四〇六	昭和六十年六月十五日
浜田産婦人科医院	米子市西福原三〇	昭和六十年六月二十五日
尾西小児科医院	倉吉市上井町一丁目一九七	昭和六十年六月十五日
鳥取県西部口腔衛生センター	米子市東福原六三六一五	"
森齒科医院	鳥取市今町二丁目二五一	昭和六十年六月十七日
神鳥眼科医院	米子市博労町四丁目三三一	昭和六十年六月十五日
前川齒科医院	鳥取市湖山町北一丁目五〇八	"
中部薬局	倉吉市官川町一七四一五	"
アサヒ内科クリニック	鳥取市永楽温泉町二七一	"

鳥取県告示第六百九十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年六月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
川田内科医院	米子市上福原一八四八一	昭和六十年五月二十一日
荻原齒科医院	鳥取市元町二二七	昭和六十年五月十五日

鳥取県告示第六百九十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年六月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
川田内科医院	米子市上福原一八四八一	全国	昭和六十年五月二十一日
荻原歯科医院	鳥取市元町二七	〃	昭和六十年五月十五日

鳥取県告示第六百九十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年六月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
池田 真也	鳥国医第三、二四一号	昭和六十年五月十三日
進藤 康文	鳥国薬第五七四号	昭和六十年五月十四日
名徳 典子	鳥国薬第五七五号	昭和六十年五月十五日

鳥取県告示第六百九十六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたものと認めため、同法第一百二十二条の二第三項の規定により告示する。

昭和六十年六月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 東加入区 | 浦富加入区 | 田後加入区 | 網代加入区 |
| 福部加入区 | 賀露加入区 | 酒津加入区 | 浜村加入区 |
| 夏泊加入区 | 青谷加入区 | 泊加入区 | 赤碕加入区 |
| 淀江加入区 | | | |

鳥取県告示第六百九十七号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十年六月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定年月日	昭和六十年六月二十四日
指定番号住	四五二
所	米子市車尾字倉敷東一三三八一
名 称	株式会社松江相互銀行米子東支店
売りさばき場所	米子市車尾字倉敷東一三三八一二株式会社松江相互銀行米子東支店

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十年六月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県地方行政支部	野津 英頭	岡本 善徳	鳥取市八坂二〇五	昭和六十七年五月十日	政党の支部
江府町を愛する会	藤田 一男	森田 康弘	日野郡江府町大字江尾二〇五〇一二	昭和六十八年五月八日	その他政治団体
鳥取県珠算普及政治連盟	植田 隆	西尾 英治	米子市角盤町三丁目七〇	昭和六十八年五月十日	
藤谷正太郎後援会	松村 恒男	藤谷美知子	八頭郡智頭町大字野原二六	昭和六十八年五月十日	
石破しげる鳥取市後援会	広田 敏男	下田喜久治	鳥取市戎町四一八	昭和六十八年六月十日	
宇田川義徳後援会	大嶋 力	山口 輝久	東伯郡北条町大字島六四一	昭和六十七年五月二十七日	
朝原辰雄後援会	石坂 孝義	坂根 忠	倉吉市西倉吉町一四	昭和六十八年五月八日	

鳥取県選挙管理委員会告示第三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十年六月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党北条町支部	代表者の氏名	大嶋 力	別所 正徳	昭和六十一年五月十七日	政党の支部
自由民主党鳥取県遊技連支部	主たる事務所の所在地	東伯郡北条町大字土下一六一	東伯郡北条町大字弓原六〇五	昭和六十一年五月十六日	その他政治団体
石破しげるの後援会	代表者の氏名	伊藤 勝聡	谷口 豊治	昭和六十一年五月十三日	その他政治団体
谷本正和後援会	代表者の氏名	石破しげるの後援会	石破茂後援会	昭和六十一年五月十一日	その他政治団体
	名 称	松本 隆	中原 明		

鳥取県選挙管理委員会告示第三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十年六月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
山崎修後援会	山根 幹生	岩指 紀久	米子市岡成八八一	昭和六十一年五月七日	その他政治団体
憂国社	三宅捨次郎	山崎 昭	倉吉市上井二八一		

鳥取県選挙管理委員会告示第四十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十年六月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

憂国青年連盟国防社	古市 武士	平田 正人	鳥取市秋里四一九	昭和六十一年五月十一日	
上根とらぞう後援会	河崎 重美	小玉 正猛	鳥取市賀露町八七		

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

政治団体の名称 山崎修後援会

報告年月日 昭和60年5月7日
 (昭和60年4月30日解散)

収入・支出の総額

1 収入総額 0円
 2 支出総額 0円

政治団体の名称 憂国青年連盟国防社

報告年月日 昭和60年5月7日
 (昭和60年5月2日解散)

収入・支出の総額

1 収入総額 0円
 2 支出総額 0円

政治団体の名称 憂国社

報告年月日 昭和60年5月7日
 (昭和60年5月2日解散)

政治団体の名称
 上根とらそう後援会

報告年月日 昭和60年5月11日
 (昭和60年4月30日算入)
 収入・支出の総額

1 収入総額 0円
 2 支出総額 0円

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第九号

鳥取県文化財保護条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号)第四
 条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をする。

昭和六十年六月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

工芸品の部

梵鐘	名 称	員 数	寸法、材質その他の特徴	物件の所在地	所有者	所有者の住所
一口			総高 一七センチメ 龍頭高 一四センチメ 身 高 九五センチメ 口 径 七三・二センチ メートル	西伯郡大山 町大山九	大山寺	西伯郡大山 町大山九

鳥取県教育委員会告示第十号

鳥取県文化財保護条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号)第二
 十五條第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定無形民俗文化財の指
 定をする。

昭和六十年六月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

名称	特 徴	所在地	保護団体
用瀬のひな 送り	旧暦の三月三日の夕方に、男女 一対の紙びなを棧俵などに載せ、 川に流す行事。 用瀬町を中心に県東部に広く伝 わっており、本来女性の無病息災 の祈願であつたものが、今日では 一切の災厄を払い流すことを祈願 するようになったと考えられてい る。	八頭郡用瀬町	用瀬民俗保存会

鳥取県教育委員会告示第十一号

鳥取県文化財保護条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号)第三
 十條第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定天然記念物の指定をす
 る。

昭和六十年六月二十五日

5 受験願書の提出期間

昭和60年7月1日(月)から同月13日(土)まで(郵送の場合は、昭和60年7月13日(土)までの消印のあるものは、有効とする。)

6 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

7 不明な点は、最寄りの土木事務所にお問い合わせること。

正 誤

昭和六十年六月鳥取県告示第六百六十七号(公有水面の埋立ての免許の
出願について)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

六 上 十一 鳥ヶ島灯台 鳥取港灯台

六 下 十一 鳥ヶ島灯台 鳥取港灯台

七 上 八 鳥ヶ島灯台 鳥取港灯台